

郵便法施行規則の一部を改正する省令及び民間事業者による 信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

1 改正の背景

令和元年10月1日から消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）が8%から10%に引き上げられることに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処することが政府方針とされており（平成25年8月1日 物価担当官会議申合せ、一部改正 平成30年12月27日）、郵便料金についても政府の方針に従い、消費税率引上げ分を適正に転嫁できるよう対応することとする。

郵便料金は、郵便物の種別に応じ、第一種郵便物（封書）・第二種郵便物（葉書）は届出制、第三種郵便物（定期刊行物）・第四種郵便物（通信教育等）は認可制とされているが、第一種郵便物のうち25グラム以下の定形郵便物については、郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第23条で定める上限料金（現行82円）を超えてはならないこととされている。

このため、郵便料金全体に消費税率引上げ分を円滑かつ適正に転嫁できるよう、郵便法施行規則第23条で定める上限料金を改正する等所要の措置を講ずる。

2 改正の概要

（1）郵便法施行規則の改正

第一種郵便物のうち25グラム以下の定形郵便物の上限料金の額は、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、現行は「82円」と規定されている（第23条）。当該上限料金の額について、今般の消費税率引上げ分を適正に転嫁できるよう、「84円」に改正する。

$$82 \text{円（現行）} \times 110/108 \text{（消費税率引上げ分）} = 84 \text{円（1円未満四捨五入）}$$

（2）民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）の改正

一般信書便役務のうち25グラム以下の信書便物の上限料金の額について、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、現行は定形郵便物の上限料金の額と同額の「82円」と規定されている（第23条）ことから、上記の定形郵便物の上限料金の額の改正にあわせて、「84円」に改正する。

3 施行期日

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号

に掲げる規定の施行の日から施行する。